

令和5年第1回教育委員会臨時会 会議録

1 開催日時 令和5年1月16日（月）午前11時～午前11時55分

2 開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

3 出席者

【教育長】 水田 博和

【委員】 竹田 卓弘

【委員】 大野 みどり

【委員】 浅井 敦臣

【委員】 向 文緒

【事務局】 教育部長

教育総務課長

同 課長補佐

同 担当主査

同 主事

学校教育課長

同 主幹

同 指導主事

同 課長補佐

西野 正康

児島 康万

田之上 愛子

加藤 恵子

堀 静風

大城 達也

村上 洋

加藤 喜英

梶原 和行

4 議題

(1) 部活動の地域移行について

(2) 令和5年度儀式等の日程について

5 議事概要

教育長

本日の傍聴者はありません。

春日井市教育委員会会議規則第6条第2項の規定により、議事録署名人は、竹田委員を指定。

教育長	1 議題 (1) 部活動の地域移行について
学校教育課長	資料に基づき「部活動の地域移行」について説明。
向委員	5 ページ「3 地域活動の姿」の「③総合型地域スポーツクラブ」とは何か。
学校教育課長	子どものみではなく、その地域住民全てを対象にスポーツ、文化活動を提供する団体を指す。例えば、陸上も提供すれば、野球、サッカー等様々な種類の競技を提供する団体のことである。
向委員	当該団体は春日井市にいくつあるのか。
学校教育課長	0 である。
向委員	作っていくということか。
学校教育課長	作りたいという動きはある。 現在、大手小学校と連携して陸上とハンドボールを地域の子供たちに提供するという取り組みが始まっている。
向委員	活動の場が学校ということか。
学校教育課長	御質問のとおり。
竹田委員	学校の部活動ではなく、地域でのクラブ活動に変わり、基本的には市が管理するのか。
学校教育課	移行期間に関しては、市教委管理下になるが、令和 10 年度以降は実施主体に任せることになる。しかし、活動にあたり学校の敷地、備品を使いたいという要望は必ずあるはずである。低廉、無償に近い額で貸出しの整備をすることで、市教委の一定の管理下には置けるのではないかと考えている。例えば、実施団体が主体的に活動出来るようになり、土日に朝から晩まで活動するという団体があると

	して、その団体に対し、学校の敷地、備品を低廉な価格で提供する必要はないと考えている。
竹田委員	指導員に対して払われる賃金は、春日井市が支給するのか。
学校教育課長	令和5年度から5年間の移行期間は、市教委管理下にあるため全て春日井市が支給する。
竹田委員	令和10年度以降は団体が負担するのか。
学校教育課長	団体が必要な費用を利用者から徴収する。しかし、児童生徒が経済的な問題で活動に制限されることがないように、就学援助を拡大する形で地域クラブ活動に対する補助を検討している。
竹田委員	教員が兼職兼業を用いる場合、部活動指導時は公務員としての地位を離れて活動するということか。
学校教育課長	令和10年度以降はその通りである。
大野委員	大会への出場、発表会、コンクール等へ参加するという目標は今後どうなっていくのか。また、平日の活動時間が短くなることは、子どもの上達したいという欲求が時間的に今より制限されてしまうということか。
学校教育課長	大会等について、大会主催者が学校単位でしか参加を認めていないことに対し見直しを行っている。全中、県体連に関しては、地域クラブにも門戸を開放すると決定した。下部組織である愛日地区等は現在検討中であるが、上部組織が決定しているため門戸を広げる流れになっていくのではないかと考えている。また、国からも同様の趣旨の通知が主催団体に出ている。何年度から施行されるかは不明であるが、方向性はあると考える。 平日について、学校管理外で活動することは全て地域クラブ活動になるため、平日に地域クラブが活動することに関し、時間的制限はなく、どこまで整備出来るかである。土日はある程度目星がついており、活動の機会は今と差が出ないように配慮していきたい。平

	日に関しては、どこまで地域クラブが活動出来るかはやってみないと分からないのが現状である。
教育長	例えば、スイミングについて、中学校に水泳部があるが、その活動はほとんど行っておらず全てスイミングスクールで平日も練習している。活動出来る場所が様々なところで発足されると、子どもの活動場所が増えていき、校区を越えて練習出来る。春日井市には十分整備されていないため、働きかけをして発足されていけばと考えている。
学校教育課長	競技志向に関しては、一定のお金が掛かるのは避けられない。体験する場としての入り口は残すべきと考えているが、その競技をより上手になりたいという欲求は学校教育では担うことができない。経済的な問題で影響が出ないよう補助の仕組みは整えるべきではあるが、現在でも上手になりたいという子どもはお金を払って民間のスポーツクラブで活動を行っているため、その流れになるのではないかと考えている。
教育長	かつての部活動ではない。2、30年前は日曜日でも朝から晩まで練習していたが、現在はさせない動きになっているため10年後どうなっていくか読めないところではある。
竹田委員	令和10年度以降も教員の勤務時間内の部活動は残るのか。
学校教育課長	御質問のとおり。
竹田委員	学校単位か。また、平日、授業後は部活動を行って、土日はクラブ活動を行うことも出来るのか。
学校教育課長	どちらも御質問のとおり。しかし、活動時間が短くなってしまう。例えば、現在、夏の部活動は午後6時を最終下校としている。それが1時間は短くなる。 やってみないと分からない部分が多く、多くの学校はほぼ6時間授業だが、5時間授業になれば時間を生み出すことが出来る。予算化することによって一部の学校では、教育課程を見直し、5時間授

	業の日を増やすことを検討していると伺っている。
浅井委員	移行にあたり、学校同士の共同体で活動を行うことも想定しているか。
学校教育課長	最初の地域移行の姿はそういった合同活動が多くなると考えている。
大野委員	合同部活動について、現在でも子どもの参加人数が少ない部活では行っているが、平日は行っているのか。土日のみか。
学校教育課長	把握している限りでは、平日は各校で活動し土日のみ合同で行っていると聞いている。平日は移動時間が問題で、活動場所へ行って終わってしまうという懸念がある。
向委員	今後も平日は各校で行い、土日は合同で行う形に移行していくのか。
学校教育課長	最初はそういった形態が多いと考えられる。最終的には学校管理下の活動は教員の勤務時間内での活動に収めようと考えているため、今より短くなるであろう活動時間をどう確保していくのか、或いは活動時間の確保ではない別の発想で行くかという話になる。
向委員	時差出勤による時間の確保の考えはあるか。
学校教育課長	教員は授業があるため、教員以外の方がそういった形で行ってもらうのは構わないが、突き詰めるとそれは地域クラブと同一になると考える。
向委員	競技活動と生涯教育としての活動に区分した時に、現在は中間が多いのではないかと考える。部活動はある意味クラスとはまた別の居場所機能であり、それが一番大事であると考えているが、その中에서도なるべく上手になりたいという競技性の側面もある。もっと活動したい子どもは民間のクラブチームで参加するということはあると

	考える。どの程度この両面を守っていくのか。総合型地域スポーツクラブが地域で発足され、地域住民が部活動を平日見守ってくれる学童保育のような形の居場所機能と生涯教育的な部活動が継続出来れば良いのではないかと考えるが、整備出来そうな地域と全く目途が立たない地域があるのではないかと考える。その調整はどう考えているか。モデル事業があっても、地域によって様々であると考え何が何か指針はあるのか。
学校教育課長	地域クラブ活動の形態が統一されることはなく、どこかの地域で総合型地域スポーツクラブが発足され、「この形の総合型地域スポーツクラブなら出来そうだな」と思った地域は取り入れると考える。合同部活動の形が「良いな」と思った地域はそれを取り入れる等、地域によって様々になると考える。
向委員	各学校の教員に対し意見の聴取等を行っているか。
学校教育課長	市教委が今年度4月に教員以外の身分で、地域クラブ活動に携わる気があるかどうかの調査を、組合が独自に9月頃、同内容の趣旨による調査を行っている。
向委員	教員の意向も大事だが、地域の性質が重要かと考える。ボランティア活動が活発で目途が立つ学校と全く立たない学校があるが、それは把握しているか。
学校教育課長	そこまでは見えていない。まずは協力の依頼がスタートであり、依頼にあたって、依頼する側がどこまで何が出来るのかははっきりしていない。それがはっきりするのは教員が異動してからであり、各学校でどのような競技がどのような方向で出来るのかははっきりしないと進まないところがある。出来る部分に関しては、事前に教員に聞いている。結果として、競技によっては今の部活動を維持すると確実に指導者が不足するというのが現段階で見えていることもあるため、競技団体と連携し、協力の依頼、指導者の派遣の話は行っている。個別具体的にどこの学校で何が足りなくなるのか、出来なくなるのかは来年度4月以降ではないと見えないところではある。

向委員	試行しながら必要な対応をしていくということか。
学校教育課長	御質問のとおり。
大野委員	一番の懸念は指導員の確保だと考える。人員が足りていないという現状で各団体へ声を掛けられているが、広く浅くになってしまうと質の確保の問題で苦慮していると考ええる。総合型に関し、地域の実情に合わせ様々な選択肢があることは良いことだと考える。しかし、指導員の取り扱いになってしまうことも考えられる。市の中で兼職兼業をメインにし、総合型は次点というような優先順位を決めておかないと、指導員の不足に繋がってしまうのではないかと懸念している。
学校教育課長	指導員について、数もそうであるが御指摘のとおり質の問題がある。国も質の確保のために日本スポーツ財団等の資格を取るよう通知しているが、その資格の費用は誰が出すのか。また、資格は更新制で、その都度費用がかかる。そこまでして協力していただける方がいるかは疑問である。しかし、質の問題は無視できない。今年度部活動指導員が不祥事を起こしたように、全て細かく管理出来ているかという点で現在でも完璧に管理出来ていない。誰でもよいと募集するのは危険であると承知しているため、当初に関しては兼職兼業の教員をメインに考えて、どうしても担えない部分は既存の部活動指導員、それでも足りない場合は他の手段でということを中心を考えている。これである程度質の部分を担保した上で広げていくことを考えている。
向委員	試行期間の間に土日地域移行を行い、平日は学校の方で行う。どちらにも教員が関わり、その教員が外部からの指導員を見定める形で確保していく。新しく入った指導員を育てていくということが現実的ではないかと考える。
学校教育課長	地域クラブ活動を学校で土日に行うにしても、外部指導者が教員と一緒にする場合と外部指導者が単独で行う場合とでは、鍵の問題、緊急時の対応の問題等全く異なるため、いきなり単独で行ってもらうことは不可能と考えるため、ある程度一緒にいき、徐々に移

	行するのが現実的だと考える。
浅井委員	教員が異動等で状況が変わるとどうなるのか。
学校教育課長	当該教員の希望次第になる。自分の住んでいる地域で携わりたいと答えている教員は何も問題は生じない。自分の勤務している学校の子どもたちの指導に携わりたいという教員は多いと考える。委員の発言のように異動したらどうなるかは常に発生してしまう。しかし、そもそも兼職兼業制度はあくまで任意であり、強制して携わってもらうことは出来ないため、その都度指導者がいなくなれば人材を探す等の解決策を探すしかないと考える。しかし、それは応急手当てにしかないため、いずれは教員以外の地域住民が主体となった地域クラブ活動がメインにならないとその問題は常に起こってしまう。
向委員	異動の問題はあるかもしれないが、自身の学校の子どもを指導した方が子どもに対する情報を持っており、子どもにとっての居場所としても機能すると考えるため、居住地域で指導しない方がむしろ良いのではないかと考える。居住地域で指導したいとなった時に学校はどこまで情報を提供するのかについても課題になっていくのではないか。
学校教育課長	情報共有は大事だが、どこまで提供するかは難しい問題である。例えば、サッカーの民間クラブで当該クラブに入っている子どもの情報は基本的に学校には共有されない。誰かと喧嘩したといった情報は現在でも共有されない。民間クラブに移行したからと言って、全ての情報を共有する必要はないと考える。
向委員	教員は学校の子どもを指導する時は、普段の学校の様子を知った上で、部活動を指導し有効に活用していると考え。それが分断され、居住地域で指導する場合であっても、「この子は普段学校でどう生活しているのだろうか」と知りたくなってしまうのではないか。情報がなくても指導出来るが、あった方が子どもたちにとってより良い指導になるのではないか。情報提供、共有をどうしていくかは課題である。

学校教育課長	委員の御指摘は携わりたい教員の本音に近い部分と考える。しかし、別の見方をすると、部活動を生徒指導の一環として使ってきたという歴史があつて、だからこそ学校から見ても中々手放せないところもあった。今後は教員の勤務時間内で収めるという大枠でやる以上、その上で更に今までの機能も付加することは無理があると考ええる。それをやるのであればそもそもこのやり方では難しい。生徒指導を部活動に求めるというやり方を教員が改める契機としなければいけない。勤務時間内で行う活動もあるため、そこで引き続きやってもらえば良い。活動時間が短くなった分をどこで補うかとなると、普段の授業、学校づくりで補ってもらうことを教員が考えなければならないと考える。
向委員	努力し、達成感を与える部分は弱くなると思うが、平日の時間内の部活だとしても居場所としては機能させなければならない。全くなくなってしまうと、不登校のための教室が増えてしまうことになる。学級とは別の場所があるということが様々な不適応を予防しているため居場所機能は残すべきである。
学校教育課長	残したいと考えている。残すことが出来たとしても午後5時までとなる。時間で左右される部分は多くないと思うが、左右されるのであれば別の手段で確保することを、今後は学校が考える必要がある。
向委員	例えば、競技的指導を行う指導者というよりも、子どもの居場所として指導したいという教員が、土日の兼職兼業を用いて指導したくないが、午後5時から午後6時までを兼職兼業を用いて指導したいとなった時に可能か。
学校教育課長	午後5時以降に教員が兼職兼業を用いて指導することについて、国の考え方では午後5時前の状況と同じであり一体化していると捉えられるため用いることは出来ない。自主的に行うことは良いが、兼職兼業等で手当を支給することは出来ないとされている。
向委員	部活動を子どもの家のように学校とは別の組織として作り、居場所機能、生涯学習のためのクラブ活動として組織し、その上で兼職

	兼業を用いることは出来ないのか。教員によっては、土日は家庭のこともあるため従事できないが、夕方午後6時までで手当が貰えるなら従事して良い、子どもの指導に有効的であればむしろ従事したいという教員がいるのではないか。
学校教育課長	部活動ではないということか。
向委員	平日の夕方に地域の方が体育館でバレーボールをやっているように、地域の活動として行えないか。この基盤をそのままバレーボール部にすることは出来ないか。
学校教育課長	地域クラブの考え方はその通りである。地域活動に「子どもも参加していいよ」となれば解決することである。そのあり方も作っていかうと考えているが、そこに教員が参画するとなった場合、午後5時まで既存のバレー部を指導し、午後5時以降は地域活動バレーの指導者として従事するということは午後5時までの部活動と以降の活動は一緒であると国の見解ではなっている。教員が地域から謝金として受け取ってしまうと、国の見解では、部活動は学校の教育の一環であり、部活動の指導も含めて給料を支払っているため二重取りということになってしまう。したがって御指摘の方法は、教員がボランティアとして携わるなら可能である。何らかの報酬が生じると問題が出てしまう。教員に、地域クラブ活動として土日の活動に「積極的に携わりたい」、「条件次第では携わりたい」、「どちらかと言えば携わりたくない」、「携わりたくない」の4点でアンケートを実施したところ、中学校の教員で「携わりたい」が10%未満、「条件次第では携わりたい」が30%程度。半分近くは「どちらかと言えば携わりたくない」、「携わりたくない」である。無報酬のボランティアで依頼した時にどれだけの教員が集まっていたか否かは疑問である。現状の部活動全てを維持出来るほど集まるとは想像出来ない。
竹田委員	総合型地域スポーツクラブは既存の民間のスポーツクラブに近い形で運営し、違いとしては、学校の教員が兼職兼業で携わることで、学校施設、備品を使用することが出来るということであるか。

学校教育課長	御指摘の通りである。今でも民間のスポーツクラブ等が学校の体育館開放を利用しており、基本はそれと一緒にではあるが、子どもたちの受け皿となる活動に関して、例えば、体育館開放の使用料を減免する等の配慮が出来るのではないかと考える。
竹田委員	既存の民間スポーツクラブと比べると月謝の違い、内容の違いで差別化されるということ、総合型地域スポーツクラブは免許があるという違いとしてはある。極力民間のスポーツクラブに近くなり、学校教育から離れて技能向上、練習する活動ということか。
学校教育課長	その通りである。向委員の御指摘された居場所機能を含めた子どもたちの活動についても引き続き確保する。しかし、それは教員の勤務時間内になってしまうため、超える部分は技能向上も含めて地域クラブ活動に移行せざるを得ないということである。
教育長	春日井市が来年度2学期から移行する準備を進めていくということは、他市町村からも注目されている。試行錯誤が多々あるが進めていきたいと考えている。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」と決定。
教育長	(2) 令和5年度儀式等の日程について
学校教育課主幹	資料に基づき「令和5年度儀式等の日程」について説明。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」と決定。

上記のとおり、議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び指定された会議録署名人が署名する。

令和 5 年 3 月 16 日

教育長 水田 博和

署名人 竹田 卓弘